

住所表示方法（案）

住所表示の方法は、現在の字名のみの表記とする。

- 市制施行に伴い、「愛知郡」の表記がなくなることから、「大字」及び「字」の表記も削除する。
- 「大字」、「字」がつかない住所については、既に住所表示の短縮化が図られているため、市制施行後も住所変更は行わず、現行どおりとする。
- 字名について、同一の地名が存在する場合、重複しない住所表示方法をとする。
- 「市制に関する住民アンケート」では、大字名を削除し、住所表示を短くすることを望む回答が最も多かったため、この全体結果に基づき、町全体として大字名を削除し、住所表示を短くすることで統一する。